

工芸品販売促進支援補助金交付要綱

令和4年5月16日決裁

(通則)

第1条 工芸品販売促進支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、沖縄振興特別推進交付金交付要綱（平成24年4月19日府政沖第149号）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、本県の地理的・歴史的経緯から育まれてきた地域の魅力的な文化資源等を活用し、魅力的なものづくり及び販路拡大を促進することにより、県内工芸産業の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工芸品 国指定伝統的工芸品または県指定伝統工芸製品。あるいは、沖縄の伝統的技法、デザイン、地域の自然素材原材料のいずれかを活用し熟練技術を駆使して手仕事により製作されたものをいう。
- (2) 県内工芸事業者 県内に製造拠点を有する工芸品生産者をいう。
- (3) 流通事業者 県内工芸事業者5者以上が製造した工芸品3ジャンル以上を県外・国外において販売する小売業者、卸売業者をいう。
- (4) 県内工芸事業者グループ 工芸品3ジャンル以上の県内工芸事業者5者以上が合同で、県外・国外において販売しようとするものをいう。
- (5) プロデューサー 県内工芸事業者と協働で工芸品の企画製造・改良を行う流通事業者及びデザイナー等をいう。
- (6) 工芸イベント主催者 工芸品5ジャンル以上の県内工芸事業者10者以上、または2ジャンル以上の県内工芸事業者20者以上が参加する、県内において工芸品展示販売イベントを開催しようとするものをいう。

(補助金の種類、対象、経費及び補助率)

第4条 知事は、流通事業者及び県内工芸事業者グループ並びに県内工芸事業者・プロデューサー、工芸イベント主催者が、次の事業を実施するために必要な経費であって、別表に掲げるもののうち、知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 流通事業者及び県内工芸事業者グループが、主として、県外・国外における工芸品の販売促進強化・新規販路開拓等を行う事業。
- (2) 補助事業終了後に販路を見込めている工芸品について、県内工芸事業者とプロデューサーが協働して企画製造・改良を行う事業。

- (3) 工芸イベント主催者が、県内において、県内工芸事業者の観光消費等の取り込み促進につながるような工芸品展示販売イベントを行う事業。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 県内工芸事業者等の複数者で実施する場合にあつては、そのうちいずれか1者を代表者として申請しなければならない。
- 3 申請者は、当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。
- 4 申請者は、補助対象経費を同じくする他の補助金と重複して申請してはならない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、その旨申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 前条の補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、当該申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から10日以内に、交付申請取下げ書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

第8条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ計画変更申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の2割以内の流用増減を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ア 事業目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合
 - イ 事業目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

- 2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となっ

た場合は、速やかに事故報告書（第5号様式）により、知事に報告を行い、その指示を受けなければならない。

4 知事は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは、速やかに遂行状況報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助事業の改善命令等）

第10条 知事は、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者にその改善等を命ずることができる。

2 知事は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定に係る年度の3月10日のいずれか早い日までに実績報告書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第12条 知事は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 知事は、第8条第2項の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 法令又は本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなく

なった場合

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、前条第3項の規定を準用する。

(補助金の支払)

- 第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。
ただし、必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。
- 2 補助事業者は、補助金の概算払または精算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(第8号様式)または精算払請求書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助事業の経理等)

- 第15条 補助事業者は、補助事業の経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保管しておかなければならない。

(産業財産権に関する届出)

- 第16条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等(以下「産業財産権」という。)を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく産業財産届出書(第10号様式)を知事に提出しなければならない。

(財産の管理等)

- 第17条 補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産等(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に沿って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等については、取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第18条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は増加価格が1件当たり50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産等については、補助事業の完了後においても知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産等処分承認申請書（第11号様式）を知事に提出しなければならない。

（事業成果の調査）

第19条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、知事の要求があるときは、補助事業に係る成果等について報告するものとする。

（補助金の収益納付）

第20条 補助事業者は、補助事業の実施中及び終了後一定期間内に、当該補助事業に基づく産業財産権を取得した場合、その産業財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業に基づく成果の他への供与による収益が生じたときは、収益状況報告書（第12号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

3 知事は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

（雑則）

第21条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関する必要な条項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年5月16日から施行する。

2 この要綱の終期は、令和9年3月31日とする。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

令和5年3月30日 一部改正

令和6年3月29日 一部改正

別表（第4条関係）

経費の区分	補助対象	対象経費の内容（すべて税抜き）	補助率及び上限額
販売促進強化・販路拡大支援事業	流通事業者及び県内工芸事業者グループ	旅費 工芸品説明員人件費（イベント対応） 専門家謝金 出展料（販売面積除く） 広報費 装飾費・設営費 通信運搬費（販売商品除く） 調査費 印刷製本費 消耗品費 その他知事が必要と認める経費	2/3以内 上限額 200万円
商品プロデュース支援事業	県内工芸事業者及びプロデューサー	旅費 工芸品説明員人件費（イベント対応） 専門家謝金 試作品開発費 出展料（販売面積除く） 広報費 装飾費・設営費 通信運搬費（販売商品除く） 調査費 印刷製本費 消耗品費 その他知事が必要と認める経費	2/3以内 上限額 100万円
観光消費促進事業	工芸イベント主催者	旅費 専門家謝金 広報費 装飾費・設営費 印刷製本費 消耗品費 その他知事が必要と認める経費	2/3以内 上限額 100万円

第1号様式（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
事業所名
代表職・氏名

令和 年度工芸品販売促進支援補助金 交付申請書

工芸品販売促進支援補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の種類 (1) 販売促進強化・販路拡大支援事業
(2) 商品プロデュース支援事業
(3) 観光消費促進事業
- 2 申請額 円
- 3 実施期間
- 4 添付資料
 - ・ 事業計画書
 - ・ 積算内訳
- 5 担当者名・連絡先

（グループの場合は、構成員）

注：消費税及び消費税相当分は補助対象とはなりませんので、本様式を含み申請書に記入の費用は全て消費税抜きにて記入してください。

第2号様式（第7条関係）

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
事業所名
代表職・氏名

令和 年度工芸品販売促進支援補助金 交付申請取下げ書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定通知を受けた補助事業を、下記のとおり交付の申請を取り下げます。

記

- 1 補助事業の種類 (1) 販売促進強化・販路拡大支援事業
(2) 商品プロデュース支援事業
(3) 観光消費促進事業
- 2 交付決定通知書の受領年月日
- 3 交付の申請を取り下げようとする理由

沖縄県知事 殿

住所
事業所名
代表職・氏名

令和 年度工芸品販売促進支援補助金 計画変更申請書

令和 年 月 日付第 号で交付決定通知のあった補助事業を、下記のとおり変更したいので、工芸品販売促進支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

- 1 補助事業の種類 (1) 販売促進強化・販路拡大支援事業
(2) 商品プロデュース支援事業
(3) 観光消費促進事業
- 2 変更内容
- 3 変更額
- 4 関係書類
 - ・ 事業変更計画書
 - ・ 積算内訳

注：

- (1) 変更の理由については、できる限り詳細に記入してください
- (2) 事業計画書は、変更前と変更後を比較対照できるよう変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載してください。

第4号様式（第8条第2項関係）

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
事業所名
代表職・氏名

令和 年度工芸品販売促進支援補助金 中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付第 号で交付決定通知のあった補助事業を、下記のとおり中止（廃止）したいので、工芸品販売促進支援補助金交付要綱第8条第2項の規定により申請します。

- 1 補助事業の種類 (1) 販売促進強化・販路拡大支援事業
(2) 商品プロデュース支援事業
(3) 観光消費促進事業

2 中止（廃止）の理由

注：中止（廃止）の理由については、できる限り詳細に記入してください。
また、関連する資料があれば添付してください。

第5号様式（第8条第3項関係）

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
事業所名
代表職・氏名

令和 年度工芸品販売促進支援補助金 事故報告書

令和 年 月 日付第 号で交付決定通知のあった補助事業の事故について、工芸品販売促進支援補助金交付要綱第8条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 補助事業の種類 (1) 販売促進強化・販路拡大支援事業
(2) 商品プロデュース支援事業
(3) 観光消費促進事業
- 2 補助事業の進捗状況及び要した経費
- 3 事故の原因及び内容
- 4 事故に対する処置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

沖縄県知事 殿

住所
事業所名
代表職・氏名

令和 年度工芸品販売促進支援補助金 遂行状況報告書

令和 年 月 日付第 号で交付決定通知のあった補助事業の遂行状況を次のとおり報告
します。

記

- 1 補助事業の種類 (1) 販売促進強化・販路拡大支援事業
(2) 商品プロデュース支援事業
(3) 観光消費促進事業
- 2 事業の遂行状況（令和 年 月 日現在）
- 3 事業に要する経費の収支状況
- 4 その他参考となる事項

沖縄県知事 殿

住所
事業所名
代表職・氏名

令和 年度工芸品販売促進支援補助金 実績報告書

令和 年 月 日付第 号で交付決定通知のあった補助事業を完了（廃止）しましたので、工芸品販売促進支援補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

記

- 1 補助事業の種類 (1) 販売促進強化・販路拡大支援事業
(2) 商品プロデュース支援事業
(3) 観光消費促進事業

- 2 事業期間

- 3 交付決定の額及びその実績額
交付決定額 円
実績額 円

- 4 添付資料
 - ・ 決算内訳書
 - ・ 事業結果報告書

沖縄県知事 殿

住所
事業所名
代表職・氏名
担当者氏名
連絡先

令和 年度工芸品販売促進支援補助金 概算払請求書

令和 年 月 日付第 号で交付決定通知のあった補助金について、工芸品販売促進支援補助金交付要綱第14条第 2 項の規定により、概算払を下記のとおり請求します。

記

- 補助事業の種類 (1) 販売促進強化・販路拡大支援事業
(2) 商品プロデュース支援事業
(3) 観光消費促進事業

概算払請求金額	金	円
補助金交付決定額	金	円
概算払受領済額	金	円
今回請求額	金	円
残額	金	円

添付資料

- ・ 支出積算書

振込先

金融機関・支店名

種別・口座番号

口座名

沖縄県知事 殿

住所
事業所名
代表職・氏名
担当者氏名
連絡先

令和 年度工芸品販売促進支援補助金 精算払請求書

令和 年 月 日付第 号で確定通知のあった補助金について、工芸品販売促進支援補助金
交付要綱第14条第2項の規定により、精算払を下記のとおり請求します。

記

補助事業の種類 (1) 販売促進強化・販路拡大支援事業
(2) 商品プロデュース支援事業
(3) 観光消費促進事業

精算払請求金額	金	円
補助金確定額	金	円
概算払受領済額	金	円
今回請求額	金	円

振込先
金融機関・支店名
種別・口座番号
口座名

第10号様式（第16条関係）

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
事業所名
代表職・氏名

令和 年度工芸品販売促進支援補助金 産業財産届出書

令和 年 月 日付第 号をもって交付決定通知のあった補助事業について、下記のとおり産業財産権の取得（譲渡、実施権の設定）をしたいので、工芸品販売促進支援補助金交付要綱第16条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 種類（番号及び産業財産権の種類）
- 2 内容
- 3 相手先及び条件（譲渡及び実施権設定の場合）

第11号様式（第18条第2項関係）

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
事業所名
代表職・氏名

令和 年度工芸品販売促進支援補助金 財産等処分承認申請書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった補助事業に関し、下記の財産を処分したので、工芸品販売促進支援補助金交付要綱第18条第2項の規定により、承認を申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 処分しようとする財産の所有者名
- 3 取得価格及び時価
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由

第12号様式（第20条第1項関係）

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
事業所名
代表職・氏名

令和 年度工芸品販売促進支援補助金 収益状況報告書

令和 年 月 日付第 号で交付決定通知のあった上記の補助事業に関し、令和 年度の収益状況 について、工芸品販売促進支援補助金交付要綱第20条第1項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の確定額及びその通知日 円 令和 年 月 日 第 号
- 2 報告期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 3 収益状況（名称・額・算出根拠）